

○国立大学法人埼玉大学宿舎規則

〔平成16年4月1日
規則第 132号〕

改正 平成20. 3. 1 19規則97
平成29. 2. 23 28規則31

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）**
- 第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者（第4条・第5条）**
- 第3章 宿舎の設置等（第6条－第7条）**
- 第4章 宿舎の維持及び管理（第8条－第13条）**
- 第5章 雜則（第14条・第15条）**

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、本学が、教職員に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、教職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人埼玉大学不動産管理規則に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 次に掲げる者をいう。

ア 常時勤務に服することを必要とする役員及び教職員

イ その他学長が必要と認める者

(2) 宿舎 役職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

第2章 宿舎の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第4条 宿舎の設置は学長が行うものとする。

(維持及び管理)

第5条 宿舎は学長が維持及び管理を行うものとする。

第3章 宿舎の設置等

(設置の方法)

第6条 宿舎の設置は、建設、購入、交換、寄付及び借受の方法により行うものとする。

(宿舎の貸与)

第7条 宿舎は、次に掲げる場合において、教職員のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与するものとする。

- (1) 教職員の職務に関連して事務又は事業の運営に必要と認められる場合
- (2) 教職員の在勤地における住宅不足により事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

第4章 宿舎の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第8条 学長は、被貸与者（宿舎の貸与を受けた者及び第13条第1項の規定の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）をいう。以下同じ。）がこの規則に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

(宿舎を貸与する者の選定)

第9条 宿舎を貸与する者の選定に当たっては、別に定めるところにより、事務又は事業の円滑な運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

(宿舎の使用料)

第10条 宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第13条第1項に規定する居住の条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につき学長が決定する。

- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。
- 3 宿舎使用料は、宿舎の貸与を受けた者から、毎月、報酬又は給与を支給する際、その者の報酬又は給与から控除しなければならない。
- 4 宿舎の貸与を受けた者が第13条第1項第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の規定による明渡期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月末までに、払い込まなければならない。
- 5 前項の規定により同居者が払い込むべき宿舎使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(宿舎の使用上の義務)

第11条 被貸与者は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 前条第5項の規定は、被貸与者（同居者に限る。）の第1項又は第2項の規定に違反したことに起因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

(宿舎の修繕費等)

第12条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舎の明渡し等)

第13条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から30日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、6月の範囲内において学長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができます。

- (1) 職員でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - (4) 当該宿舎について、事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。
 - (5) 当該宿舎につき、宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。
- 2 被貸与者は、学長が、第11条の規定に違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、

直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

- 3 被貸与者が前2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、別に定めるところにより、これらの規定による明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応する損害賠償金を支払わなければならぬ。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応する使用料の額の2倍に相当する金額をこえることができない。
- 4 第10条第5項の規定は、前項の規定により被貸与者（同居者に限る。）が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。

第5章 雜則

（宿舎の現況に関する記録）

第14条 学長は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならぬ。

（実施規則）

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（宿舎の無償使用）

第2条 国立大学法人埼玉大学の成立の際、現に国及び国家公務員宿舎法の適用を受ける独立行政法人並びに他の国立大学法人（以下「国等」という。）の職員の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち出資を受けた宿舎を、別に定めるところにより、国等の用に供するため、国等に無償で使用させることができる。

（経過措置）

第3条 この規程の施行の際、現に国家公務員宿舎法（昭和24年5月30日法律117号）の各規定により承認を受けていた被貸与者は、この規程によって承認されたものとみなす。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成29. 2. 23 28規則31）

この規則は、平成29年2月23日から施行する。